

資料編

資料編

1 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過

(1) 介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会

開催回	開催年月日	案件	内容
第1回	令和5年 5月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度介護保険給付費の状況報告について 2. 令和4年度高齢者福祉事業について 3. 令和5年度からの「高齢者福祉事業のおしらせ」 4. 令和4年度地域包括支援センター事業等について 5. 令和5年度地域包括支援センター運営方針について(案) 6. 令和5年度地域包括ケアシステムの深化・推進について 7. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告 8. 第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度の介護保険事業及び高齢者福祉事業の実施状況を報告し、令和5年度の地域包括ケアシステムの深化・推進についての考え方について説明した。 ○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果概要について、調査業務受託者より説明した。 ○ 第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定の方向性や部会構成、協議の進め方について、事務局より説明した。
第2回	令和5年 9月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定の中間報告について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部会の事務局より、部会の開催状況及び検討内容について報告した。
第3回	令和5年 11月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定(素案)について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局より計画の全体像とポイント、介護予防等に係る重点取組事項、高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性について説明し、協議を行った。
第4回	令和6年 3月8日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護人材課題調査報告について 2. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について 3. 令和6年介護保険事業及び地域包括支援センター事業当初予算(概要)について 4. 令和5年度地域包括ケア事業の進捗状況について 5. 地域ケア推進会議について 6. 横手市介護保険条例の一部改正について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素案答申後の「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の最終案について、事務局から変更点を報告し、承認された。 ○ 介護保険事業進捗状況及び地域包括支援センター事業の進捗状況、高齢福祉事業の進捗状況、横手市介護保険条例の一部改正について、事務局から報告し、承認された。

(2) 策定に係る作業部会

① 介護保険部会

開催回	開催年月日	案件	内容
第1回	令和5年 7月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅生活改善調査等3調査の概要説明 2. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に係るスケジュール等について 3. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅生活改善調査等3調査の調査概要と現在の進捗状況について、調査業務受託者から説明した。 ○ 事務局より、第9期介護保険事業計画策定についてのスケジュールや制度の動き、準備基金の状況等について報告した。 ○ 各種事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を協議、決定した。
第2回	令和5年 8月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅生活改善調査等3調査の結果報告について 2. 介護サービスの供給状況と課題の確認について 3. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅生活改善調査等3調査の調査結果の概要について、調査業務受託者から説明した。 ○ 事務局より、介護サービスの供給状況等について報告した。 ○ 第1回部会での協議内容についての再確認を行った。
第3回	令和5年 10月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス量と保険料の多段階実施及び介護保険料の一次推計について 2. 事業の現状と課題及び今後の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局より、介護保険料の推計方法、一次推計結果、事業の実施状況に係る課題と今後の方向性について説明し、協議、決定した。

② 高齢者福祉部会

開催回	開催年月日	案件	内容
第1回	令和5年 7月20日	1. 在宅生活改善調査等3調査の概要説明 2. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について	○ 在宅生活改善調査等3調査の調査概要と現在の進捗状況について、調査業務受託者から説明した。 ○ 各種事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を協議、決定した。
第2回	令和5年 8月8日	1. 在宅生活改善調査等3調査の結果報告について 2. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について	○ 在宅生活改善調査等3調査の調査結果の概要について、調査業務受託者から説明した。 ○ 第1回部会で未検討だった各種事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を協議、決定した。

③ 介護予防・地域支援部会

開催回	開催年月日	案件	内容
第1回	令和5年 7月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅生活改善調査等3調査の概要説明 2. 計画策定スケジュールについて 3. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念等について 4. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅生活改善調査等3調査の調査概要と現在の進捗状況について、調査業務受託者から説明した。 ○ 事務局より、計画策定スケジュールについて説明した。 ○ 事務局より次期計画の基本理念等の検討状況を説明したのち、基本理念について協議を行った。 ○ 各種事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を協議、決定した。
第2回	令和5年 8月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅生活改善調査等3調査の結果報告について 2. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念等について 3. 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅生活改善調査等3調査の調査結果の概要について、調査業務受託者から説明した。 ○ 事務局より、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念等の方針について説明した。 ○ 各種事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を協議、決定した。
第3回	令和5年 10月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における重点取組事項について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局より、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における重点取組事項案について説明し、協議、決定した。

2 介護保険運営協議会・各分会委員名簿

(1) 介護保険運営協議会

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

委員組織	氏名	所属
1. 被保険者を代表する委員	長里 恒夫	第1号被保険者代表
	安藤 一幸	第1号被保険者代表
	後藤 薫	第1号被保険者代表
	佐々木 俊吉	第1号被保険者代表
	鈴木 るみ子	第2号被保険者代表
	菊地 浩記	第2号被保険者代表
	高木 郁子	第2号被保険者代表
	黒政 啓子	第2号被保険者代表
2. 介護サービスに関する事業に従事する委員	佐々木 正人	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦（特別養護老人ホーム平寿苑 施設長）
	佐藤 公法	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦（特別養護老人ホームすこやか横手 施設長）
	大山 育子	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦（特別養護老人ホームさくら 施設長）
	和賀 典子	横手市グループホーム情報交換会推薦（有限会社秋田しゃぼんサービス 専務）
	日野 勝	横手市社会福祉協議会推薦（横手市社会福祉協議会本部 事務局長）
	堀江 一成	秋田県ヘルパー協議会推薦（ホームヘルプかまくら 管理者）
	石橋 裕子	県南地区介護支援専門員協会推薦（りんごの里福寿園居宅介護支援センター 管理者）
	塚本 信太郎	県南地区介護支援専門員協会推薦（すこやか横手居宅介護支援センター 管理者）
3. 保健、福祉及び医療に関し学識又は経験を有する委員	荻原 忠	横手市医師会推薦
	◎西成 忍	横手市医師会推薦
	○高橋 晶	横手市医師会推薦
	小野 剛	横手市医師会推薦
	石成 勉	横手市歯科医師会推薦
	細谷 養幸	横手市歯科医師会推薦
	齊藤 孝則	民生児童委員協議会推薦

※ ◎印：会長、○印：副会長

(2) 策定に係る作業部会

部会名	氏名	所属
①介護保険部会	○西成 忍	横手市医師会推薦
	長里 恒夫	第1号被保険者代表
	菊地 浩記	第2号被保険者代表
	高木 郁子	第2号被保険者代表
	佐々木 正人	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホーム平寿苑 施設長)
	佐藤 公法	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホームすこやか横手 施設長)
	大山 育子	秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホームさくら 施設長)
	細谷 養幸	横手市歯科医師会推薦
②高齢者福祉部会	○高橋 晶	横手市医師会推薦
	佐々木 俊吉	第1号被保険者代表
	鈴木 るみ子	第2号被保険者代表
	和賀 典子	横手市グループホーム情報交換会推薦(有限会社秋田しゃぼんサービス 専務)
	日野 勝	横手市社会福祉協議会推薦(横手市社会福祉協議会本部 事務局長)
	堀江 一成	秋田県ヘルパー協議会推薦(ホームヘルプかまくら 管理者)
	石成 勉	横手市歯科医師会推薦
	齊藤 孝則	民生児童委員協議会推薦
③介護予防・地域支援部会	○荻原 忠	横手市医師会推薦
	安藤 一幸	第1号被保険者代表
	後藤 薫	第1号被保険者代表
	黒政 啓子	第2号被保険者代表
	石橋 裕子	県南地区介護支援専門員協会推薦(りんごの里福寿園居宅介護支援センター 管理者)
	塚本 信太郎	県南地区介護支援専門員協会推薦(すこやか横手居宅介護支援センター 管理者)
	小野 剛	横手市医師会推薦

※ ○印：部会長

3 本計画の指標体系

(1) 本計画全体の目標指標（成果指標）

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
平均自立期間	男性 79.4 歳 女性 83.6 歳	令和 5 年公表値	上昇	国保データベース（KDB）
主観的健康観の高い高齢者割合	76.5%	令和 4 年	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
主観的幸福感の高い高齢者割合	40.4%	令和 4 年	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2) 施策の柱ごとの目標指標（成果指標）

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
施策の柱 1 自立支援・重度化防止の推進 (介護予防・健康づくり・介護予防ケアマネジメント・社会参加)				
調整済み重度認定率	7.7%	令和 5 年 3 月末	低下	「見える化」システム
調整済み軽度認定率	11.2%	令和 5 年 3 月末	低下	「見える化」システム
要支援認定者の 1 年後の重度化率	要支援 1	30.0%	令和 4 年度	低下 国保データベース（KDB）
	要支援 2	24.0%	令和 4 年度	
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.7 歳	令和 4 年度	上昇	「見える化」システム
施策の柱 2 在宅医療の充実と医療介護の連携推進				
人生の最終段階の医療・療養について話し合った方の割合	43.2%	令和 4 年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
要支援・要介護認定者のうち訪問診療を利用している方の割合（要介護 3 以上）	24.5%	令和 4 年度	上昇	在宅介護実態調査
施策の柱 3 認知症との共生と予防				
在宅生活を継続するにあたり認知症状への対応を不安と感じている介護者の割合	27.8%	令和 4 年度	低下	在宅介護実態調査
認知症相談窓口を知っている方の割合	29.2%	令和 4 年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
施策の柱 4 地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進				
介護保険サービス以外の支援を活用している方の割合	34.4%	令和 4 年度	上昇	在宅介護実態調査
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいない方の割合	31.3%	令和 4 年度	低下	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
施策の柱5 在宅生活支援の充実				
施設等への入所・入居を検討していない高齢者の割合	58.6%	令和4年度	上昇	在宅介護実態調査
施設等への入所待機者数	340人	令和4年度	減少	介護保険施設入所申込者数調べ
在宅生活の継続のために外出同行支援（通院、買物など）が必要と考える高齢者の割合	20.4%	令和4年度	低下	在宅介護実態調査
施策の柱6 介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備				
介護給付費の計画値に対する支出割合	93.5%	令和4年度	95.5%以上	横手市まるごと福祉課調べ

（3）取組施策ごとの目標指標（成果指標）

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
施策の柱1 自立支援・重度化防止の推進 （介護予防・健康づくり・介護予防ケアマネジメント・社会参加）				
取組施策1 高齢者の実態把握				
要支援・要介護認定を受けた方で、介護サービス（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）を利用していない方の割合	36.5%	令和4年度	低下	在宅介護実態調査
取組施策2 リエイブルメント（再自立）の推進				
1年間で転んだ高齢者の割合（75歳以上）	16.4%	令和5年度	低下	国保データベース（KDB）
週1回は外出している高齢者の割合	92.4%	令和5年度	上昇	国保データベース（KDB）
取組施策3 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進				
ウォーキング等の運動を週一回以上している高齢者の割合（75歳以上）	52.5%	令和5年度	上昇	国保データベース（KDB）
取組施策4 社会参加の促進				
月1回以上地域での活動に参加している高齢者の割合	11.2%	令和4年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
施策の柱2 在宅医療の充実と医療介護の連携推進				
取組施策5 在宅医療・介護の普及促進				
退院退所加算の算定回数（10万対）	1,300.2回	令和4年度	増加	「見える化」システム
施策の柱3 認知症との共生と予防				
取組施策6 認知症との共生				
① 普及啓発・本人発信 ② 医療・ケア・介護者への支援				
自分や家族が認知症になった場合に近所の方に知ってもらおうと思う高齢者の割合	68.0%	令和4年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
取組施策 7 認知症の予防				
認知症予防教育参加人数	1,874人	令和4年度	2,100人	横手市健康推進課調べ
取組施策 8 認知症見守り体制の充実				
見守りネットワーク協力事業所の登録数	120	令和4年度	増加	横手市まるごと福祉課調べ
施策の柱 4 地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進				
取組施策 9 地域包括支援センターの機能強化				
家族や友人・知人以外の相談先として地域包括支援センターをあげた人の割合	13.3%	令和4年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
取組施策 10 地域における包括的な支援の充実				
「介護保険サービス以外の支援の選択肢が増えた」と回答する参加者の割合	(令和6年度調査実施)	令和6年度	上昇	地域ケア会議参加者アンケート
取組施策 11 生活支援体制整備の推進				
社会資源の活用例を交えた冊子の作成（インフォーマルサービスや民間サービスの地域資源の把握・更新）	(令和6年度実施)	令和6年度	1回／年度	横手市まるごと福祉課調べ
取組施策 12 権利擁護に係る横断的な課題解決に向けた取り組みの推進				
成年後見制度を知っている高齢者の割合	43.5%	令和4年度	上昇	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
取組施策 13 敬老意識の醸成				
地域における敬老事業活動数	40団体	令和5年10月	150団体	横手市まるごと福祉課調べ
施策の柱 5 在宅生活支援の充実				
取組施策 14 見守り体制の強化				
施設等への入所・入居の検討をしていない高齢者の割合	58.6%	令和4年度	上昇	在宅介護実態調査
取組施策 15 生活支援サービスの充実				
在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスがないと回答する高齢者の割合	34.6%	令和4年度	上昇	在宅介護実態調査
施策の柱 6 介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備				
取組施策 16 介護保険制度の適切な運営				
民生委員研修会、市民後見人養成研修会、ケアマネジャー研修会への参加	市民後見人養成研修会：1回 ケアマネジャー研修会：1回	令和5年度	各1回／年度	横手市まるごと福祉課調べ

目標指標	現状値（時点）		目指す方向性	出典
取組施策16 介護保険制度の適切な運営				
認定調査員研修会の開催	2回	令和5年度	2回／年度	横手市まるごと福祉課調べ
各種研修会での制度説明の実施回数	0回	令和5年度	増加	横手市まるごと福祉課調べ
取組施策17 給付の適正化				
ケアプランの点検（調査件数）	15件	令和4年度	15件	横手市まるごと福祉課調べ
住宅改修・特定福祉用具購入の点検（申請受付時の点検）	全件数	令和4年度	全件数	横手市まるごと福祉課調べ
取組施策18 介護職員の確保・定着と人材の育成				
小・中学生、高校生への事業周知	（令和6年度実施）	令和6年度	3校／年度	横手市まるごと福祉課調べ
生産性向上にかかる情報収集・情報発信	随時	令和5年度	継続	横手市まるごと福祉課調べ
ホームページに公開した質問に対する回答へのアクセス数	— （令和6年度末に取得）	令和6年度	増加	横手市まるごと福祉課調べ
取組施策19 介護事業所に向けた支援の充実				
質問票のデータ整理、ホームページ上での公開	データ整理のみ実施	令和5年度	全質問掲載	横手市まるごと福祉課調べ
福祉避難所設置・運営連絡会議	1回	令和5年度	1回／年度	横手市まるごと福祉課調べ
事業所の事業継続計画の策定状況確認	40ヶ所	令和5年度	全事業所で確認	横手市まるごと福祉課調べ

※ 取組施策20 低所得者の負担軽減には、目標指標（成果指標）を設定していません。

(4) 各事業等の目標指標（活動指標）

取組事業等	概要
施策の柱1 自立支援・重度化防止の推進 （介護予防・健康づくり・介護予防ケアマネジメント・社会参加）	
取組施策1 高齢者の実態把握	
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつながることを目的とする。
取組施策2 リエイブルメントの推進	
訪問型サービスC	基本チェックリストで「虚弱」「栄養状態」「口腔機能」のいずれかに該当した方に保健師等が訪問し必要な相談・指導等を行う。 （対象）事業対象者、要支援認定者 （内容）運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等のプログラム （期間）3～6か月間の短期集中予防サービス
通所型サービスC	生活機能を改善するための運動器等の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施する短期集中予防サービスで、保健・医療の専門職が指導する。 （対象）事業対象者、要支援1、2認定者 （内容）運動機能向上、口腔機能向上、認知機能向上、うつ・閉じこもり予防、栄養改善等のプログラム （期間）3～6か月間の短期集中予防サービス （会場）委託契約事業所市内3か所
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、要支援者等に対して、心身の状況、置かれている環境に応じて、総合事業に位置づけられる通所型サービス、訪問型サービス、その他生活支援サービスを基に、介護予防が包括的かつ効率的に実施されるように支援する。
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有するものが、高齢者の能力を評価し改善を図るなど、地域包括支援センターと連携しながら、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援するもの。
取組施策3 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進	
介護予防普及啓発事業	住民一人ひとりに介護予防の基本的な知識をもってもらうために、地域の集いの場（健康の駅、いきいきサロン、各種イベント等）で出前講座等を開催し、他機関と連携し広く介護予防の普及啓発を図る。地域における自主的な介護予防のための支援を行う。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健部局（各種健診、訪問活動、フレイル健診等）と連携による把握	把握	把握	把握
民生委員等からの情報共有による把握	把握	把握	把握
本人、家族からの相談による把握	把握	把握	把握
医療機関と連携し把握	把握	把握	把握
集いの場に参加できなくなった人のアウトリーチの実施	8 地域	8 地域	8 地域
要支援1, 2認定者のうち介護保険サービス未利用者のアウトリーチの人数	20 人	20 人	20 人
受託事業所	市内3ヶ所	市内4ヶ所	市内5ヶ所
対象者の利用率	85.0%	85.0%	85.0%
委託事業所との情報交換	2回	2回	2回
委託事業所数	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
自立支援型地域ケア会議	4回/8事例	4回/12事例	4回/12事例
介護予防ケアマネジメント研修会	1回	1回	1回
介護予防の習慣化	継続実施率 60.0%	継続実施率 60.0%	継続実施率 60.0%
在宅・施設での生活支援を担う介護職のリハビリ技術向上	「現場で生かせる技術等が習得できた」との回答 60.0%	「現場で生かせる技術等が習得できた」との回答 62.0%	「現場で生かせる技術等が習得できた」との回答 64.0%
介護予防とリエイブルのプロセス全体におけるリハビリテーションの考え方の浸透	「参考になった」との回答 60.0%	「参考になった」との回答 62.0%	「参考になった」との回答 64.0%
出前講座の実施回数	380回	380回	380回
出前講座の参加人数（延）	3,500人	3,500人	3,500人

取組事業等	概要
中小規模健康の駅事業	<p>【中規模健康の駅】 地域活動と連携した地域ぐるみの健康づくりを支援する。地区交流センターなどを会場に健康講話、運動指導、栄養実習・栄養講話、高精度体組成計による身体測定などを実施する。</p> <p>【小規模健康の駅】 地域の顔なじみの仲間との交流や健康づくりを支援する。町内会館などを会場に健康講話、運動指導、栄養講話、高精度体組成計による身体測定などを実施する。</p>
70歳からのらくらく運動教室	<p>東部トレーニングセンターで実施する教室。 個々のライフスタイルに適した健康管理や生活習慣改善への取り組みを支援する。また、介護予防や認知機能の低下を予防し、健康寿命の延伸につなげる。 健康講話、栄養指導、高精度体組成計による身体測定、体力測定、ストレッチ、有酸素運動、筋力トレーニング、脳トレ、らくらく体操などを実施している。</p>
【新】民間企業との連携による介護予防事業	—
取組施策4 社会参加の促進	
地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって高齢者をわけ隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。
生活支援体制整備事業	<p>個人的要因または環境的要因によって生活行為動作（IADL）が低下しても、できるだけ長く本人の望む暮らし（日常生活）の継続を実現するために、生活支援を整備する事業。</p> <p>地域においてどのような困りごとがあり、どのような支援によって望む暮らしの実現を目指すかを検討、整備するために「生活支援コーディネーター（エリアマネージャー）」を、各地域には「生活支援協議体」を設置し、地域課題の深掘りや、それによって検討された支援を創出している。</p>
通所型サービスB	地域で住民の自主活動として行う運動など、自主的な通いの場を提供する団体等に補助を行う。
老人クラブ活動支援事業	身近な自主活動団体である単位老人クラブに補助金を交付し、活動の活性化を図り、生きがいづくりに結び付ける。 R4年度 クラブ数：106、会員数：3,093人
施策の柱2 在宅医療の充実と医療介護の連携推進	
取組施策5 在宅医療・介護の普及促進	
在宅医療・介護連携推進事業	医療や介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療、介護の連携など、多職種連携の強化を進め、必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築する。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中規模駅	24ヶ所	25ヶ所	26ヶ所
小規模駅	74ヶ所	76ヶ所	78ヶ所
中規模延利用者	3,200人	3,400人	3,600人
小規模延利用者	6,000人	6,200人	6,400人
参加実人数（年2期実施）	20人	20人	20人
実施回数	16回	16回	16回
—	—	—	—
既存サポーターの活動支援	具体的な活動を展開するサポーター数 前年比5.0%増	具体的な活動を展開するサポーター数 前年比5.0%増	具体的な活動を展開するサポーター数 前年比5.0%増
生活支援コーディネーターとの定期情報交換	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）
地域ケア会議や各種研修への参加による他専門職とのネットワーク構築	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）
通いの場の活動回数	600回	600回	600回
通いの場への参加者数	6,000人	6,000人	6,000人
アンケート実施	1回	1回	1回
クラブ数	100団体	90団体	80団体
会員数	3,500人	3,400人	3,300人
多職種による全体研修	1回	1回	1回
看護職やMSW等、職種別の意見交換	5回	5回	5回
ケアマネと看護職等、専門職を組み合わせた意見交換	3回	3回	3回
一般市民への普及啓発	8地域	8地域	8地域

取組事業等	概要
施策の柱3 認知症との共生と予防	
取組施策6 認知症との共生 ①普及啓発・本人発信 ②医療・ケア・介護者への支援	
認知症サポーター養成	講師役である「キャラバン・メイト」が、地域や職域団体・学校等を対象に認知症の正しい知識やつきあい方について講義を行う。認知症サポーターは、認知症について正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」となり、近所等で気になることがあればさりげなく見守り、困っている人がいたら手助けすることができる。
認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症が疑われる人および認知症の人の意思が尊重され、本人や家族ができる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症による症状の悪化防止等総合的な支援を行う。 認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援・ケア向上のため認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェの開設などの取り組みを行い、認知症の人への支援体制を構築するとともにケアの向上を図る。
取組施策7 認知症の予防	
認知症予防事業	認知症予防について一人一人が意識した生活（予防行動）ができるように、地域で脳はつらつ講座や認知症予防につながるような健康教育や健康相談を実施している。脳はつらつ講座は介護認定を受けていない高齢者を対象に5回コースで各8地域で実施している。運動、栄養、レクリエーション等多角的な内容で楽しみながら認知症予防について取り組んでいただく。
取組施策8 認知症見守り体制の充実	
認知症サポーター活動支援	地域や職域における理解者となる認知症サポーターの養成に加え、認知症本人家族の困りごとを把握し、支援の担い手となりうるオレンジサポーターの養成を行う。
認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とし、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期に発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識あるボランティア等による見守りを行う。
施策の柱4 地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進	
取組施策9 地域包括支援センターの機能強化	
総合相談支援の充実 【総合相談支援事業】	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状態や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント体制の充実 【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していく。また、個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座（小学校）の開催	14校	14校	14校
認知症サポーター養成講座（地域、事業等）の開催	継続	継続	継続
キャラバン・メイト新規登録者数	2人	2人	2人
フォローアップ講座開催数	2回	2回	2回
認知症初期集中支援で医療・介護サービスにつながった者の割合	100.0%	100.0%	100.0%
認知症地域支援推進員研修会受講者数	2人	2人	2人
認知症カフェの運営	継続	継続	継続
物忘れ相談会の開催数	8地域	8地域	8地域
チームオレンジの設置	1チーム	1チーム	1チーム
脳はつらつ講座	8地域	8地域	8地域
認知症予防教育参加人数	1,900人	2,000人	2,100人
ステップアップ講座の開催	1回	1回	1回
見守りネットワーク協力事業所数	140	150	160
徘徊見守り講座の開催	8地域	8地域	8地域
協力事業所への養成講座開催数	2回	2回	2回
住民主体会合への参加	継続	継続	継続
総合相談窓口の周知	継続	継続	継続
民生委員との意見交換	継続	継続	継続
在宅介護支援センターとの意見交換	継続	継続	継続
4医療機関との意見交換	継続	継続	継続
居宅介護支援事業所との意見交換	継続	継続	継続
地域ケア会議での多職種連携強化	継続	継続	継続
支援困難型地域ケアの開催	44回	55回	55回
包括的、継続的ケアマネジメント研修会	1回	1回	1回
在宅介護支援センターとの情報交換	2回	2回	2回
ケース検討会	随時	随時	随時

取組事業等	概要
取組施策10 地域における包括的な支援の充実	
地域ケア会議の開催	横手市の目指す姿とその方針の共有を図り、事例検討から見えた地域課題の把握や課題解決を目指すために、多職種が集う地域ケア会議を開催する。 多職種間のネットワーク構築や必要な資源の開発や活用、政策形成を推進する。
取組施策11 生活支援体制整備の推進	
生活支援体制整備事業【再掲】	個人的要因または環境的要因によって生活行為動作（IADL）が低下しても、できるだけ長く本人の望む暮らし（日常生活）の継続を実現するために、生活支援を整備する事業。 地域においてどのような困りごとがあり、どのような支援によって望む暮らしの実現を目指すかを検討、整備するために「生活支援コーディネーター（エリアマネージャー）」を、各地域には「生活支援協議体」を設置し、地域課題の深堀や、それによって検討された支援を創出している。
取組施策12 権利擁護に係る横断的な課題解決に向けた取り組みの推進	
権利擁護事業	高齢者虐待・消費者被害・困難な事例等の状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。
市民後見推進事業	親族等による支援が困難な方の増加が見込まれることから、日常的な金銭管理等の権利擁護を行う市民後見候補者を養成しその活動を支援する。また、養成研修やフォローアップ研修の充実を図る。
介護相談員派遣事業	【趣旨】介護相談員が、介護サービス施設等に訪問し、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス事業者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの資質向上につなげる事業 【現状】6名の介護相談員（内ボランティア4人）が活動 ・実施している自治体は全国で27%、県内では湯沢市と当市が実施している。
取組施策13 敬老意識の醸成	
敬老事業補助金	地域における敬老意識の醸成を目的として、75歳以上の高齢者を対象とした敬老事業を実施する団体（自治会、婦人会、共助組織等）へ補助金を交付する。 対象事業：公民館での会食、運動会などの世代間交流イベント、防災・介護予防などの講習会など。 ※敬老会からの移行事業
長寿祝金支給事業	長寿を祝い、100歳に達した方に祝金10万円（商品券）と賀詞、88歳に達した方に賀詞をそれぞれ贈呈する。 ※R5年度から、88歳の祝金を廃止

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型ケア会議（事例）	4回/8事例	4回/12事例	4回/12事例
支援困難型ケア会議	44回	55回	55回
圏域型会議開催	3回	3回	3回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回
生活支援コーディネーターとの定期情報交換	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	SC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）
地域ケア会議や各種研修への参加による他専門職とのネットワーク構築	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）	他専門職とのネットワーク構築についてSC活動報告による評価 （定期的な実績報告によるモニタリング実施）
権利擁護の普及啓発研修・説明会	3回	3回	3回
消費者被害情報の発信・共有	24回	24回	24回
普及啓発研修・説明会	2回	2回	2回
養成研修修了者	5人	5人	5人
フォローアップ研修受講者	20人	20人	20人
名簿登録者	30人	30人	30人
普及啓発研修・説明会	2回	2回	2回
アンケート調査	1回	1回	1回
相談員研修	3回	3回	3回
相談だよりの発行	4回	4回	4回
実績報告書	1回	1回	1回
補助金活用団体	150団体	150団体	150団体
祝金等の贈呈	対象者全員へ贈呈	対象者全員へ贈呈	対象者全員へ贈呈

取組事業等	概要
施策の柱5 在宅生活支援の充実	
取組施策14 見守り体制の強化	
緊急時あんしんボタン配付事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者世帯等を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記載する情報用紙と保管容器（あんしんボタン）を配布し、災害発生時や急病等の身元確認、救急隊への情報伝達の迅速化を図る。事業開始時からの延べ配布数は1,863件である。
見守り安心事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等を対象に、自宅のトイレに通信機能付きの電球を設置し、一定時間、点灯・消灯の操作が無い場合に緊急連絡先へ通報するシステムを利用して、日常的な見守りを行う。 ※緊急通報・ふれあい安心電話システム推進事業からの移行事業
避難行動要支援者名簿整備事業	地域防災計画で定められている「避難行動要支援者」から名簿登載の同意を得て名簿を作成し、避難支援等関係者（町内会、民生児童委員・消防・警察・社会福祉協議会）へ名簿提供することで、普段からの見守りや災害時の速やかな避難支援に役立てる。
緊急時一時保護事業	やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な高齢者を対象に、必要と認めたときは一時的に居宅サービスの提供や特別養護老人ホーム等への入所措置を行う。
取組施策15 生活支援サービスの充実	
交通助成券交付事業	自家用車を持たない世帯の75歳以上の高齢者を対象に、市内の交通機関で使用できる交通助成券を交付する。 【交付金額】年間3,000円 【使用できる交通機関】タクシー、デマンドタクシー、路線バス、循環バス、代替交通、介護タクシー
移送サービス事業	おおむね65歳以上の寝たきり高齢者等で、座位が取れず一般の介護タクシー等の利用が困難な方を対象に、通院または入退院時に移送用車両により送迎する。 利用者負担は片道1回あたり課税世帯3,000円、非課税世帯2,000円。
運転免許自主返納サポート制度 【担当課：総務企画部経営企画課】	運転免許証を自主返納された方へ、市内の公共交通で利用できる「機手市公共交通回数券（12,000円分）」を配付。（配付は一人1回限り） 対象者は平成30年4月1日以降に運転免許証を自主的に返納された市民。
配食サービス事業	要支援者等に対し栄養バランスのとれた食事を提供し、配達時に当該要支援者等の安否を確認する。
介護用品支給券支給事業	要介護3～5と認定された高齢者を在宅介護している世帯に、紙おむつ等の介護用品を購入できる「介護用品支給券」を交付する。（非課税世帯：月額5,500円、均等割のみ課税世帯：月額4,000円、所得割課税世帯：月額2,500円）
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者の健康保持と増進を図るため、75歳以上の方を対象に、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12枚（施術1回あたり1,000円の助成）を交付する。 ※R5年度より対象年齢を75歳以上とする。
一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業	65歳以上の高齢者世帯等（障がい者、母子世帯を含む）で、除排雪作業が困難であり、親族や近隣等からの援助が得られない方を対象に、自宅玄関前の除雪や、屋根の雪下ろしを行う事業者等をあっせんし、所得に応じて費用の一部を助成する。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総配付数	2,200	2,400	2,600
設置件数	500件	500件	500件
名簿登載同意率	55.0%	60.0%	65.0%
個別計画作成件数	600件	700件	800件
必要に応じて、緊急的に入所措置等を行う	継続	継続	継続
利用者数	8,000人	8,000人	8,000人
利用者数 (R07年度から対象者を拡充した場合)	70人	200人	200人
—	—	—	—
ハイリスク者への栄養指導	10件	10件	10件
交付世帯数	500世帯	500世帯	500世帯
対象年齢	75歳以上	75歳以上	75歳以上
交付枚数	12枚	12枚	12枚
利用世帯数 雪寄せ	500世帯	500世帯	500世帯
利用世帯数 雪下ろし	700世帯	700世帯	700世帯

取組事業等		概要
	移動手段支援事業	市内を面的にカバーする重要な公共交通としてタクシー車両を用いた横手デマンド交通を、また、横手駅を中心とした市街地の一部を循環する横手市循環バスの運行をそれぞれ行っている。高齢者の方々の通院や買い物など日常生活における交通手段の一つとなっている。
	訪問介護相当サービス	市の指定事業者が、訪問介護員による短時間の生活援助等を提供する。
	訪問型サービス A	介護予防訪問介護相当サービスの指定基準を緩和し、市指定事業者が「身体介護を行わないこと」及び「訪問介護員以外の従事者（市指定研修の修了者）によるサービス提供」を主眼に置いて提供するサービス。
	訪問型サービス B	高齢者の日常生活を支援するために、地域で活動する住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービスを提供する団体等に補助（助成）を行う。
	訪問型サービス D	サロンや通所型のサービスへの送迎を、サービス等を運営する主体とは別の主体が行う場合に、運営のための事業経費の一部を補助するなど必要な体制の整備を実施することで、高齢者等の移動を支援する団体等を確保し、高齢者の外出を促す。
	通所介護相当サービス	市の指定事業者が、生活機能向上のための機能訓練等のサービスを提供する。
	通所型サービス A	介護予防通所介護相当サービスの指定基準を緩和し、市指定事業者が「入浴、排泄、食事等の介助を行わないこと」及び「運動機能や生活機能を向上させる内容のサービス提供」を主眼に置いて提供するサービス。
施策の柱6 介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備		
取組施策16 介護保険制度の適切な運営		
	制度周知と利用者理解	市ホームページや広報、介護保険制度を分かりやすく解説したパンフレット等を作成・配付し、制度の普及や理解の促進につなげる。
	要介護認定の適正化	調査の実施が市または委託に関わらず、その認定調査の実施について、実際の調査従事者以外の職員が確認を実施し、適正、公平な要介護認定の確保につなげている。
取組施策17 給付の適正化		
	ケアプランの点検	居宅介護支援事業所のケアプランについて、適正な給付管理及び自立支援の観点から、プランの作成過程や、サービスを位置付けた理由等について、訪問・書類審査等にて点検を実施する。
	住宅改修・特定福祉用具購入の点検	利用者ニーズに対して適切かどうかについての点検を行い、疑義のあるケースについて訪問による現況確認を実施する。
	福祉用具貸与に関する調査	国保連合会の介護給付適正化システムから提供される情報の活用や、実地指導やケアプラン点検等を通じて、適切な貸与であるか確認する。
取組施策18 介護職員の確保・定着と人材の育成		
	介護現場の生産性の向上の推進	介護保険事業運営のための指定基準や介護報酬請求についての正しい理解と介護サービス事業者や介護支援専門員の更なる資質向上に寄与するため、連絡会や研修・講習会の開催、周知指導、情報提供を行い、利用者に対して適正で質の高いサービス提供につなげる。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド	48,200人	48,200人	48,200人
循環バス	53,000人	53,000人	53,000人
—	204人	204人	204人
—	0人	0人	0人
—	—	—	—
—	—	—	—
—	1,000人	500人	500人
—	200人	200人	200人
民生委員研修会への参加	1回	1回	1回
市民後見人養成研修会への参加	1回	1回	1回
ケアマネジャー研修会への参加	1回	1回	1回
制度改正や取り組みについてHPへ公開	随時	随時	随時
認定調査結果の点検	全調査件数	全調査件数	全調査件数
認定調査員研修会開催	2回	2回	2回
調査事業所数	5事業所	5事業所	5事業所
調査件数	15件数	15件数	15件数
申請受付時の点検	全申請数	全申請数	全申請数
住宅改修・福祉用具購入の点検 (ケアプラン点検に含む)	3件	3件	3件
申請受付時の点検	全申請数	全申請数	全申請数
福祉用具貸与に関する調査 (ケアプラン点検に含む)	5件	5件	5件
小・中学生、高校生への事業周知	3校	3校	3校
生産性向上にかかる情報収集	随時	随時	随時
生産性向上にかかる相談受付	随時(件数)	随時(件数)	随時(件数)
質問票のデータ整理・HP公開	全質問件数	全質問件数	全質問件数

取組事業等	概要
取組施策19 介護事業所に向けた支援の充実	
介護事業所への災害対策・感染症対策の情報提供	第8期計画の項目にはないが、令和3、4年度にかけて発症した、新型コロナウイルス感染症の対応において、これまで経験の無い事態に遭遇しながらも、国・県からの情報を積極的に収集し、事態の収束を図った。(実績を記載)
取組施策20 低所得者の負担軽減	
高額介護サービス費・高額医療・高額介護合算制度	利用者の所得状況に応じ、1か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えた場合に、高額介護サービス費としてその超えた額を支給する。 同じ世帯で医療保険と介護保険にかかる自己負担額が高額になった場合は、双方の自己負担額を合算し、申請により限度額を超えた額を支給する。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税世帯で預貯金等が一定額以内（いずれも同一世帯に属していない配偶者も含む）の方について、施設系サービスにかかる居住費・食費の利用者負担額の負担限度額を設け、市民税課税世帯の方が負担する平均的な費用（基準費用額）と負担限度額の差額を保険給付で補う。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	収入が世帯で年間150万円（世帯員加算あり）以下等の生計困難な方などに対し、社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担額から25%が軽減される。 生活保護受給者についても、個室の利用に係る居住費（滞在費）に限り、全額が軽減される。

具体的な取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自然災害等にかかる情報収集	随時	随時	随時
自然災害等にかかる情報発信	随時	随時	随時
感染症にかかる情報収集	随時	随時	随時
感染症にかかる情報発信	随時	随時	随時
福祉避難所の災害時対応訓練	1回	1回	1回
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

4 横手市介護保険条例

平成17年10月1日

条例第172号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 介護認定審査会（第7条・第8条）
- 第3章 保険給付（第9条）
- 第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等（第9条の2～第9条の4）
- 第5章 地域支援事業（第10条～第12条）
- 第6章 保健福祉事業（第13条）
- 第7章 地域包括支援センター（第14条～第18条）
- 第8章 保険料（第19条～第29条）
- 第9章 介護保険運営協議会（第30条）
- 第10章 雑則（第31条・第32条）
- 第11章 罰則（第33条・第34条）
- 附則

第1章 総則

（基本理念）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、横手市における要介護者等の介護及び自立支援に関する施策の実施に関し、必要な事項を定めることにより、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、市民の地域福祉の安定向上に資するものとする。

（市の責務）

第2条 市は、前条に規定する基本理念を実現するため、介護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、介護に関する施策を実施するに当たっては、高齢者福祉計画との一体性を確保した介護保険事業計画を策定するものとする。

3 市は、介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）との連携を図るものとする。また、介護サービスを利用する者（以下「介護サービス利用者」という。）が必要な介護サービスを受けられるよう、介護サービス事業者に対し適切な指導を行わなければならない。

4 市は、介護サービス事業者が行うサービスの質の評価及び改善に関する方策について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（介護サービス事業者の責務）

第3条 介護サービス事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たっては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 介護サービス利用者に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で同意を得ること。

(2) 介護サービスの提供に当たり、介護サービス利用者及びその家族等のプライバシーに配慮し、介護サービスの提供の過程及びその他業務上知り得た情報を、厳格に取り扱うこと。

(要介護者等の利用援助)

第4条 市は、自己決定能力の低下した要介護者等がサービスを適切に運用し、及び運営できるようにするため、次に掲げる事項を内容とする権利擁護に関する制度の的確な運用に努めなければならない。

(1) サービスの利用についての相談及び助言

(2) 申込み、利用料の支払等における同行及び代弁

(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスの利用に必要な援助

(苦情への対応)

第5条 市は、要介護認定等の処分についての不服又はサービス提供に係る苦情への対応に当たり、必要な措置を講じなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して生じた事故及び介護サービス利用者等からの苦情に対しては、これを誠実に処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 市は、個人情報の保護に努め、この取扱いを適切に行わなければならない。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第7条 法第15条第1項に規定する横手市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、50人以内とする。

2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務)

第8条 認定審査会は、法第38条第2項に規定する審査判定業務を行うほか、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する介護扶助の決定のため必要があるときは、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）に係る審査判定業務の例により、被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）に係る審査判定業務を行うことができるものとする。

第3章 保険給付

(保険給付)

第9条 市は、被保険者の要介護状態又は法第7条第2項に規定する要支援状態に関し、法令に定めるところにより、必要な保険給付を行う。

2 市は、法第18条第1号に規定する介護給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給
 - (2) 法第42条に規定する特例居宅介護サービス費の支給
 - (3) 法第42条の2に規定する地域密着型サービス費の支給
 - (4) 法第42条の3に規定する特例地域密着型サービス費の支給
 - (5) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給
 - (6) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給
 - (7) 法第46条に規定する居宅介護サービス計画費の支給
 - (8) 法第47条に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給
 - (9) 法第48条に規定する施設介護サービス費の支給
 - (10) 法第49条に規定する特例施設介護サービス費の支給
 - (11) 法第51条に規定する高額介護サービス費の支給
 - (12) 法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の支給
 - (13) 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費の支給
 - (14) 法第51条の4に規定する特例特定入所者介護サービス費の支給
- 3 市は、法第18条第2号に規定する予防給付として、次の各号に掲げる給付を行う。
- (1) 法第53条に規定する介護予防サービス費の支給
 - (2) 法第54条に規定する特例介護予防サービス費の支給
 - (3) 法第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給
 - (4) 法第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給
 - (5) 法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費の支給
 - (6) 法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給
 - (7) 法第58条に規定する介護予防サービス計画費の支給
 - (8) 法第59条に規定する特例介護予防サービス計画費の支給
 - (9) 法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給
 - (10) 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給
 - (11) 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給
 - (12) 法第61条の4に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給

第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第9条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は29人以下とし、同条第4項第1号の条例で定める者は法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第9条の3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第9条の4 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第5章 地域支援事業

(地域支援事業)

第10条 市は、被保険者（市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従い、地域支援事業として、法第115条の45第1項に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

2 市は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者の要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、地域支援事業として、法第115条の45第2項に掲げる事業を行うものとする。

3 市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、法第115条の45第3項に掲げる事業を行うことができる。

(利用料金)

第11条 地域支援事業の利用料金は、別に定める。

(実施の委託)

第12条 市は、法第115条の46第1項の包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）について、法第115条の47第1項に定める者に対し委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行うものとする。

3 市は、法第115条の45第1項第1号並びに同条第2項及び第3項に掲げる事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

4 地域支援事業に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第13条 市は、法第115条の49の保健福祉事業として、介護用品支給券支給事業を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 地域包括支援センター

(設置)

第14条 市は、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、法第115条の4第2項の規定に基づき地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第15条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横手市東部地域包括支援センター	横手市中央町8番2号
横手市西部地域包括支援センター	横手市大森町字菅生田245番地206
横手市南部地域包括支援センター	横手市十文字町字海道下12番地5

（事業）

第16条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 包括的支援事業
- (2) 施行規則第140条の6第1号に掲げる事業
- (3) 施行規則第140条の6第3号に掲げる事業（市が事業を実施する場合に限る。）
- (4) 法第8条の2第16項の介護予防支援事業（法第58条に規定する指定介護予防支援事業者である包括支援センターに限る。）
- (5) 法第115条の4第1項第1号に掲げる第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

（利用対象者）

第17条 包括支援センターの利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者であって、在宅において、身体の虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族等とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 法第53条に規定する居宅要支援被保険者
（横手市地域包括支援センター運営協議会）

第18条 市は、包括支援センターの中立性を確保するとともに、その運営を支援するため、横手市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、横手市地域包括支援センター運営協議会に関し必要な事項は、要綱で定める。

第8章 保険料

（賦課根拠）

第19条 市は、法第129条の規定に基づいて、介護保険料（以下「保険料」という。）を課する。

2 保険料の賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第20条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 55,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 55,600円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 72,600円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 80,700円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 96,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 104,900円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 121,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 137,100円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 153,300円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 169,400円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 185,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 193,600円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,900円」とあるのは、「39,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「55,200円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期等)

第21条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、法第133条の規定により、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで）

- 2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第24条第2項において同じ。）に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

（第1号被保険者の保険料の納入通知書）

第22条 第1号被保険者の保険料の納入通知書は、市長の定める様式による。

- 2 前項の納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料率を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い）

第23条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定によって賦課する場合における納期は、その発生した日以後到来する第21条の納期において徴収するものとする。

（保険料の額の通知）

第24条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

2 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者に対して、保険料の額を通知しなければならない。

第25条 削除

(延滞金)

第26条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が督促状の指定期限までに保険料を納付しない場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、延滞金額の徴収に関しやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

5 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収（法第135条に規定する「特別徴収」をいう。以下同じ。）対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
（保険料の減免）

第28条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、その程度が甚大であるため、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由がすべて消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第29条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主及び世帯員の前年中の所得につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第9章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

- 第30条 市は、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、被保険者の意見を反映させるため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、介護保険事業のほか高齢者保健福祉施策のうち、同保険事業に関連する事項を調査審議する。
 - 3 協議会は、委員32人以内をもって組織する。
 - 4 協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第10章 雑則

（横手市行政手続条例の適用除外）

- 第31条 横手市行政手続条例（平成17年横手市条例第13号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 2 横手市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（委任）

- 第32条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰則

- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
- (1) 法第12条第1項本文の規定による届出をしない者（同条第2項の規定によりその第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。）又は虚偽の届出をした者
 - (2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
 - (3) 正当な理由がなくて、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第34条 偽りその他不正の行為により、保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の横手市介護保険条例(平成12年横手市条例第12号)、増田町介護保険条例(平成12年増田町条例第2号)、平鹿町介護保険条例(平成12年平鹿町条例第3号)、雄物川町介護保険条例(平成12年雄物川町条例第3号)、大森町介護保険条例(平成12年大森町条例第4号)、十文字町介護保険条例(平成12年十文字町条例第5号)、大雄村介護保険条例(平成12年大雄村条例第14号)又は山内村介護保険条例(平成12年山内村条例第18号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年度までの分として賦課すべき保険料に係る保険料率の適用、保険料額の算定及び普通徴収に係る納期については、なお合併前の条例の例による。
- 4 平成17年度中の市内の異動に係る賦課徴収は、合併前の保険料額を継続し、新たに第1号被保険者の資格を取得した場合については、当該資格を取得した日に住所を有する区域の合併前当該市町村における保険料額を算定し、徴収する。
- 5 この条例の施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

- 6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 23,600円
 - (2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 23,600円
 - (3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 29,700円
 - (4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が

- 課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 26,900円
- (5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 26,900円
- (6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円
- (7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 38,700円
- 7 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円
- (2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円
- (3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円
- (4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円
- (5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 35,900円
- (6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税

法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円

(平成20年度における保険料率の特例)

8 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円

(2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円

(3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円

(4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円

(5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 35,900円

(6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

- 10 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第28条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 11 前項の場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則(平成18年3月27日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

2 横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成17年横手市条例第173号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月21日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第12条第1項の改正規定は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度における保険料率の特例)

3 第19条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 23,300円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 23,300円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 35,000円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 46,700円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 58,300円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 70,000円

附 則(平成23年3月18日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月12日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第48号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月22日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月18日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市介護保険条例の規定は令和2年2月1日から、第2条の規定による改正後の横手市介護保険条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月17日条例第25号）

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第20条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

附 則（令和4年5月13日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横手市介護保険条例附則第10項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月17日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第20条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 横手市介護保険条例施行規則

平成17年10月1日

規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市介護保険条例(平成17年横手市条例第172号。以下「条例」という。)第32条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護保険資格者証)

第2条 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項及び第59条第1項の規定により被保険者証を市へ提出した被保険者に対し、市長が必要と認めた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した介護保険資格者証を交付することができる。

- (1) 被保険者番号
- (2) 氏名
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 現に受けている要介護・要支援状況区分及び有効期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(審査会委員)

第3条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条に基づく横手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)における審査判定の公平性を確保するため、法第15条第2項に基づき市長が任命する認定審査会の委員(以下「審査会委員」という。)に原則として保険者である市の職員を充てることができない。ただし、市長が必要と認めたときは、保健、医療又は福祉の専門職であって、法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に係る調査(以下「認定調査」という。)等の介護保険事務に直接従事していない市職員を審査会委員とすることができる。

- 2 審査会委員は、市における認定調査に原則として従事することはできない。ただし、他に適当な者がいない等の理由で審査会委員が認定調査に従事することを市長が認めたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、当該審査会委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該審査会委員が所属する合議体で行うことができない。

(審査会副会長)

第4条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第7条第3項の委員は、認定審査会の副会長(以下「審査会副会長」という。)とする。

(合議体)

第5条 認定審査会に設置する合議体の数は、8とする。

- 2 合議体は、審査会会長が招集する。
- 3 各合議体に政令第9条第2項の規定による合議体の長(以下「委員長」という。)の指名により副委員長1人を置き、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 合議体は所属する審査会委員を固定した構成とし、審査会委員は所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。
- 5 複数の合議体に、特定の分野に専門知識を有する審査会委員を所属させることができる。
- 6 政令第9条第3項の合議体を構成する委員の定数は、7人以内とする。

(協議会の所掌事項)

第6条 条例第30条第2項に規定する介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)が調査審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び改定
- (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
- (3) 介護サービスへの苦情調整及び処理
- (4) 介護保険事業の実施に関連する事項及び高齢者保健福祉施策のうち介護保険に関連する事項

(協議会の構成)

第7条 協議会は、次の各号を代表する委員(以下「協議会委員」という。)で構成する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (3) 保健、福祉又は医療に関し学識経験を有する者

- 2 協議会委員は、市長が委嘱する。ただし、前項第1号を代表する協議会委員の選定にあたっては、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及び同条第2号に規定する第2号被保険者への公募を行うことを原則とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長(以下「協議会会長」という。)1人及び副会長(以下「協議会副会長」という。)1人を置き、協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の互選によりこれを定める。

- 2 協議会会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会副会長は協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるとき、又は協議会会長が欠けたときはその職務を代行する。

(協議会の会議)

第9条 協議会会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、協議会委員の過半数が出席し、かつ、第7条第1項各号の協議会委員1人以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは協議会会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の会議の非公開)

第11条 協議会は、被保険者の個人情報の保護等の必要があると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

(協議会委員の任期)

第12条 協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、第7条第1項第2号及び第3号の規定により委嘱した者を再任することができる。

(協議会の部会)

第13条 協議会会長は、必要と認めるときは、協議会会長の指名する協議会委員によって構成される部会を設置することができる。

(守秘義務)

第14条 審査会委員及び協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 認定審査会及び協議会の庶務は、市民福祉部まると福祉課において処理する。

(保険料の減免対象者)

第16条 保険料の減免対象者は、第1号被保険者とする。ただし、第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の者でなければならない。

(保険料の減免範囲)

第17条 条例第28条第1項の規定による条例第27条第1項第5号に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例第20条第1項第2号又は第3号に該当する第1号被保険者が個人住民税を課税されている者の扶養を受けておらず、生活保護の申請を行えば扶助を受給できる程度の生活実態にある場合

(2) 第1号被保険者が法第63条に規定する施設に拘禁された場合において、その期間が1月を超える場合

2 条例第27条の規定による徴収猶予を行っても負担能力がないと認められる者に対しては、保険料を減額し、又は免除することができる。

3 前項の負担能力の有無は、給与、預貯金、各種年金退職金、補償金及びその他の収入、資産等を総合的に判断し、市長が決定するものとする。

(減免割合等)

第18条 前条の規定に該当する者の減免割合又は減免額は、別表のとおりとする。

2 別表において2以上の事由に該当する者は、減免割合又は減免額の大きい規定を適用する。

(減免の決定等)

第19条 市長は、条例第28条第2項の規定により減免申請書を受理したときは、その内容を調査し、減免の承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、申請者が指定した書類を提出しないとき、又は実態調査に応じないときは、申請を却下するものとする。

(減免の取消し)

第20条 市長は、虚偽の申請をし、減免の適用を受けた者に対しては、既に行った減免を取り消すものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(協議会委員の任期の特例)

2 第12条の規定にかかわらず、この規則の施行により委嘱された協議会委員の最初の任期は、平成21年3月31日までとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免等)

3 第18条第1項の規定にかかわらず、条例附則第10項に該当する者の減免の割合は、次のとおりとする。

事由	減額又は免除の割合	
条例附則第10項 第1号	10分の10	
条例附則第10項 第2号	事業を廃止した者	当該第1号被保険者の保険料額に第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(以下「主たる生計維持者」という。)の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)を乗じて得た額を主たる生計維持者の前年の合計所得金額で除して得た額(以下「対象保険料額」という。)の10分の10
	失業した者	
	当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。)が2,100,000円以下の者	

	前年の合計所得金額が2,100,000円を超える者	対象保険料額の10分の8
--	---------------------------	--------------

附 則(平成19年3月28日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の横手市介護保険運営協議会規則(平成17年横手市規則第157号)及び横手市介護認定審査会運営規則(平成17年横手市規則第158号)の規定によりなされた処分手続その他の行為は、この規則による改正後の横手市介護保険条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(横手市介護保険運営協議会規則等の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 横手市介護保険運営協議会規則
 - (2) 横手市介護認定審査会運営規則

附 則(平成20年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月18日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月18日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(横手市介護保険料減免取扱規則の廃止)

- 2 横手市介護保険料減免取扱規則(平成17年横手市規則第159号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月18日規則第18号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月17日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月28日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第38号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第18条関係)

事由	減額又は免除の割合		
条例第27条 第1項第1号 住宅又は家財 の損害による 減免	損害の程度が 10分の3以 上10分の5 未満のとき。	前年の合計所 得金額が5,0 00,000円 以下	2分の1
		前年の合計所 得金額が7,5 00,000円 以下	4分の1
		前年の合計所 得金額が7,5 00,000円 超	8分の1
	損害の程度が 10分の5以 上のとき。	前年の合計所 得金額が5,0 00,000円 以下	10分の10
		前年の合計所 得金額が7,5 00,000円 以下	2分の1
		前年の合計所 得金額が7,5 00,000円 超	4分の1
条例第27条 第1項第2号	災害による障害者(地方税法(昭和25年法律第2 26号)第292条第1項第10号に規定する障 害者)となったとき。		10分の9
	死亡、障害、長期間入院により 収入が減少したとき。	無収入となっ たとき。	10分の7
		収入が3分の 2以上減少し たとき。	10分の5

			収入が2分の1以上減少したとき。	10分の3
条例第27条 第1項第3号	事業又は業務の休業等止、著しい損失、失業により収入が減少したとき。		無収入となったとき。	10分の7
			収入が3分の2以上減少したとき。	10分の5
			収入が2分の1以上減少したとき。	10分の3
条例第27条 第1項第4号	農作物の被害による減免	損害額の合計が平年における農作物による収入額の合計額の10分の3以上のとき。	前年の合計所得金額が3,000,000円以下	10分の10
			前年の合計所得金額が4,000,000円以下	10分の8
			前年の合計所得金額が5,500,000円以下	10分の6
			前年の合計所得金額が7,500,000円以下	10分の4
			前年の合計所得金額が7,500,000円超	10分の2
第17条第1項第1号	条例第20条第1項第2号又は第3号に規定する保険料の額から条例第20条第1項第1号に規定する保険料の額を減じて得た額			
第17条第1項第2号	事由が生じた日の属する月から当該事由が消滅した日の属する月の前月までの当該被保険者に係る保険料の10分の10			

第9期 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和6年3月

編集・発行：横手市 市民福祉部 まるごと福祉課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話：0182-35-2134／FAX：0182-32-9709